

税制調査会（第1回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ）

終了後の記者会見議事録

日 時：平成25年11月8日（金）16時15分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○神野座長

今日、第1回目のマイナンバー・税務執行ディスカッショングループの会合を行いました。皆さんも御参加いただいていると思いますので、内容をごく簡単に御紹介申し上げますと、本日はマイナンバー制度にこれまでも深く携わってこられた須藤修東京大学大学院情報学環学環長と、政府税制調査会の井伊雅子委員から御所見を頂戴しました。その後、国税庁及び総務省からマイナンバー制度の導入の執行面の課題、利用・加工できるという問題を含めて、現状と課題について御報告いただいて、質疑応答を行いました。

次回、2回目は11月28日13時30分から開催する予定です。

○記者

今日の議論では、金融資産と固定資産への番号付与について、賛成の意見が委員の方々から多数出たと思いますが、今後、提言をまとめる場合にもこの辺りがメインのテーマとなっていくと座長はお考えでしょうか。

もう一点は中里会長にお聞きしたいのですが、法人課税の議論を12月2日に総会で行うということですが、ちょうど同じ頃、党税調の法人課税の議論も進んでいくと思いますが、党税調へ政府税調の御意見も反映させたいという思いがあるのでしょうか。

○神野座長

今回は第1回目ですので、少し議論を深めてからテーマを考えていきたいと思っています。

金融資産及び固定資産、これも議論を聞いていただいたと思いますが、基本的に登記にかかわる、税にかかわる問題です。そのような問題がありますので、少し議論を深めてから、どこに焦点が当たっていくのかということは今後絞らせていただきます。

○中里会長

前回の総会で委員の皆様の意見を踏まえて、今後の審議の中で中長期的な、法人課税の在り方を含めて、あるべき税制の在り方について、どのように議論を行っていくのかを私の方で考えて、その上で委員の皆さんと御相談していきたいということを申し上げました。そこで、今回、神野座長や田近座長と御相談の上、次回総会時に法人課税の在り方について議論をしたいと申し上げたということです。

党税調でも、様々な視点から法人課税については非常に活発な議論が行われていますので、同じテーマについて議論するわけですから、それとの関連は当然出てくるとは思うのですが、政治的なプロセスは党税調で個別に、この問題はこうとか、そのよ

うなことは行うのだろうと思います。しかし、こちらはあるべき税制の在り方の中での法人課税ということで、少し理論的に広いところから幅広く行っていくので、少し視点が違ってくる、その方がいいと思います。

○記者

それでは、12月の時点で例えば中間報告など、そのようなアウトプットを出されるというお考えは、法人課税についてはありますでしょうか。

○中里会長

前回の総会でも、法人課税についてお話ししたい方は何人かいらっしゃいましたし、記者の皆様からも法人課税についてはどうするのだという御質問も受けました。そのようなものを受けとめた上で、お二人の座長とも相談し、次の総会で委員の皆様方の御意見を聞きたいと考えています。年内のうちに総会の場所で委員の方々に様々な御意見をおっしゃっていただくということですから、その段階ではまとめというところまではなかなかいかないと思います。できるだけ、流れの中で考えていきたいとは思いますが、そう早急ということとはなかなか難しいと思います。

○記者

神野座長に二点、いつもの質問なのですが、今後の議論の進め方として何回ぐらい行うか、いつごろまでにまとめたいかなど、そのようなお考えが頭の中にあるのかどうかというのが一点目です。

二点目は、施行から3年後である2018年秋までを目処に民間利用を開放するかということについても一応宿題にはなっているのですが、この税調でもそこまで議論を広げられるお考えがあるのでしょうか。今日聞いていると、そのような議論が散見されたのですが、その辺について議論される予定はあるのかどうか教えてください。

○神野座長

両方とも、まだ見通しは立てておりませんが、今のところ、聞いていただいてもお分かりのように、知る段階といえますか、現状がどのように設計されていて、どのような仕組みと状況になっているのかということ、海外の事例を含めて共通の認識を持つべく、委員の中で行っている段階で、いずれ認識するといえますか、知る段階から考える段階というようにに移っていきたいと思っています。

私どものディスカッショングループの任務は、あくまでも総会の審議を円滑に行うための準備作業と位置付けていますので、総会にはここでの議論の経過及び内容を御報告申し上げますが、逐次ということで状況を見ながらと考えています。ですから、今のところは知る段階といえますか、共通認識を持つべく勉強していく段階を、次回は少なくともこれを行って、いずれかの段階で考える段階に入っていこうと思っています。従いまして、いつの段階でどのようにディスカッショングループとして報告を出すかということを含めて、討議を進めてから考えていく所存です。

それから、ここはマイナンバー制度そのものを扱っていないので、これも議論を進

めていく段階で煮詰めていって、あくまでも私どもは税を中心に議論しながら、それとの関連の深い社会保障などは視野に入れていくかと思いますが、それを利用した様々なものについては、税及び社会保障と関連する限りで触れますが、そちらから議論するという事は会長とも御相談しますが、少なくとも今のところはミッションとしては考えておりません。このディスカッショングループの議論の状況を見ながら、深めていく過程で考えていくものだと思っています。

○記者

最初の質問とも関連するのですが、今日は金融資産あるいは固定資産に番号を付与するという話には、結構賛同する意見も出て、同時に、先ほど座長がおっしゃったように、登記の問題など、ある程度、課題の話も出ていたかと思いますが、先ほどどこに焦点を当てるかは今後絞っていくというお話でしたが、テーマの一つになった金融資産の預金口座の番号付与や、あるいは固定資産の番号付与であるなど、今日の議論を経て浮かび上がってきた課題について、神野座長はどのように受けとめられたか、御認識を教えてください。

○神野座長

これも非常に番号制度そのものにかかわりますが、私の知見といいますか、今日もデンマークの例がありましたが、私はスウェーデンなど極めて番号制度の発達している国を見ているから、そのようなところのように金融資産等々に、不動産は番号を振るのになかなか難しい問題があるかと思いますが、今日の基本的なポイントは、預貯金の口座に番号で名寄せができるようにするという事です。これをすると、現金の流れなどが分かるようになりますので、これは税務執行面等々を含めて、非常に有意義なことになるかと思いますが、これも様々な検討をしていかななくてはならない問題があるように認識しています。

といいますのは、グリーンカードなど、このような金融資産の動きをつかまえようという動きがあり、様々な経過の中でこのように来ていますので、簡単に行く話でもないかと思いますが、少し慎重に検討させていただくかと思います。

○記者

要は総合課税をする方向で利子の収入を把握するという事ではなく、今回は分離課税を前提として把握するとなると、どのようなテクニカルな方法があり得るのでしょうか。普通に考えると、税法を改正しなければいけないのでしょうか。

○事務局

番号が付くかどうかというのは、基本的には番号法の話になります。少なくとも、税などを変えずに新しく番号を付けるという話であれば、それは番号法の利用範囲に入るかどうかというのがまず一つです。

○記者

そうすると、番号法の改正になるのでしょうか。その場合は預貯金の口座に付番す

るケースなのか、それとも、調書をとるといったことなのでしょうか。

○事務局

どのような目的で情報を聴取するかによると思います。金融所得を把握するために、この所得を課税として捕捉するために情報をとるのであれば税法の改正が必要になってくるでしょうし、井伊委員の目的意識のように、社会保険料に反映させるということや、社会保障給付に反映させるなど、そのために情報をとるのであれば、それはもしかしたら、また別の制度になる可能性がありますので、またその法律なり制度改正になってくるのだと思います。様々なパターンがあると思います。

それで、新たな調書を作って、そこに番号を載せるのであれば、その調書を作るための法律が必要で、その調書は何のためのものかというものが必要ですし、今の課税方式を変えるのであれば、その課税を定めている法律を変える必要もありますし、あるいは税とは関係なく、社会保障か災害の分野の観点から入れるというのであれば、そちらの法律を変えなければいけません。ですから、そこは今、どの選択肢でいこうという形で今日集約があったというようにはまだ認識はしていません。様々な御意見が出たということです。

○記者

次回12月2日は法人税の話をしていこうということですが、法人課税の中で具体的にどのようなところから話を始めるのか、描いている部分はあるのでしょうか。

○中里会長

12月2日の総会では、委員の方々がどのようなお考え、あるいは御疑問をお持ちか、とりあえずお聞きすることが一番重要な目的です。ですから、法人課税のどこに焦点を当てるとか、そのようなことをこちらではとりあえず決めておりませんし、この税制調査会の在り方そのものが、例えば実効税率なら実効税率だけ議論するというようなことではなく、課税ベースも含め、幅広く理論的に検討しようということですから、逆にこれだけやりますと言わないで、それぞれの方がどんな御興味を持っているかをお聞きしながら集約していくのが穏当な線ではないかと思っています。

○記者

12月2日に委員の方から疑問をお聞きするということですが、その後は引き続き法人課税は議題として続けていかれるのでしょうか。そうすると、マイナンバーと国際課税に加えて3つ目のテーマとなるのでしょうか。

○中里会長

今のところ、三つ目のディスカッショングループの設置を決めているわけではありません。現在ある二つのディスカッショングループをとにかく動かして、これは一番重要な、最初に行うようにと総理から諮問のあったことですから、それをまず受けとめていきます。法人課税については委員の方々も御興味がありますし、党税調も動いていますし、記者の皆様からもどのような考えなのかという御質問を頂戴しました。

そのような御希望にはできるだけ真摯に対応していきたいと私どもも思っていますので、次の総会でそれについてまずやってみようということです。いつまでということは今すぐ確定的に言うわけにはいかないですが、しかるべき時期に、このような時期にこのような形でやろうというのは当然おのずから出てくると思います。

今までのこの税調の流れを皆さん御覧になっているとお分かりになりますが、その都度、意見が出てきたら、修正しながら、なるべく御意見を取り入れてということを行ってきました。記者の皆様のお考えと申しますか、皆様の背後にいらっしゃる国民のお考えも考えながら、このようにやっていくという気持ちでいますので、何かありましたら、むしろおっしゃっていただければ、神野座長や田近座長と御相談しながらしかるべく考えていきたいとそのように思っています。

○記者

法人実効税率の議論をされるということになりますと、今後、軽減税率に御参戦されるおつもりはないのでしょうか。

○中里会長

税制全般について、これが望ましい制度設計であるというものを中長期的な視点から述べていくのが私たちの役割ですから、それが必要ということであればそのようなことも、軽減税率だけではないですが、消費税や法人税がどうであるかなど、税制全般についての望ましい制度設計を理論的に述べていくという形で、委員の方々からそのような御意見が出てくるでしょう。それをどうまとめるかは、またその時々对党税調の動きなどを見ながら考えていくことなのではないでしょうか。

[閉会]